

「存知ですか?」知っておきたい償却資産

償却資産をお持ちの方は申告が必要です

償却資産とは、工場や商店などを経営したり農業を営んでいる法人や個人が、その事業のために用いる機械や器具、備品などのことで、固定資産税の課税対象になります。

償却資産をお持ちの方は、所在地の市町村長へ毎年1月末までに申告していただく必要があります。

○申告対象となる資産

毎年1月1日現在に所有している有形固定資産で、その減価償却が法人税法、所得税法の規定で損金、または必要経費に算入されるもの

- ・ 構築物(広告塔、アンテナなど)
- ・ 機械及び装置(ポンプ、大型特殊自動車など)
- ・ 船舶、航空機
- ・ 車両及び運搬具(貨車など)

- ・ 工具、器具及び備品(測量工具、ロッカー、パソコンなど)
- ※無形固定資産(鉱業権・特許権など)及び自動車税、軽自動車税が課税されている自動車は対象になりません。

太陽光発電に係る課税

家屋の屋根・土地等に10キロワット以上の太陽光パネルを設置して、売電する場合は、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税(家屋または償却資産)の対象となります。

事業用であれば10キロワット未満でも対象となります。

所有する太陽光発電設備が、固定資産税(償却資産)に該当するか判断が困難な場合や、申告方法で不明な点は、税務課へお問い合わせください。

固定資産税(償却資産)の状況調査に取り組んでいます

納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り、公正な課税を行うために、現在、償却資産の状況調査に取り組んでいます。今後、必要に応じて現地調査を行う予定ですので、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ

税務課課税班
☎(84)1212

税金は納期限内に！延滞金が加算されます

税金の納付が遅れると、納期限内に納めた方との公平性を保つために、本来納めるべき税額のほか延滞金が加算されます。今年の延滞金の率は、納期限の翌日から1ヶ月間は4.3%、1ヶ月を経過した日以後納付日までは14.6%で計算しますので、高額になります。税金は必ず納期限内に納付しましょう。また、町税に納め忘れがないか、ご確認ください。

◆問い合わせ 税務課収税班 ☎84-1212

年末調整や確定申告まで大切に保管を！

国民年金の保険料控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付する必要があります。

●社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

11月上旬に納付額を証明するはがきが日本年金機構から送付されます。証明内容は、平成25年1月から9月末日までに納付した国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付額です。

◆問い合わせ

日本年金機構
控除証明専用ダイヤル
☎0570(070)117
(ナビダイヤル)
※050または070から始まる電話の場合
☎03(6700)1130

受付時間

○月曜日
午前8時30分～午後7時
(月曜日が祝日の場合は火曜日)
○火曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
○第2土曜日
午前9時30分～午後4時

確定申告の際に必要な添付書類ですので、紛失しないように気をつけてください。なお、紛失してしまったら、届いていない場合は、再発行ができますので、下記までご相談ください。

※右記以外の土・日曜日、祝日、12月28日～平成26年1月5日はご利用できません。